

那覇市役所本庁舎通信費削減支援業務委託に関する
公募型プロポーザル募集要領

令和8年7月

那覇市 総務部 管財課

1 業務概要

(1) 業務名

那覇市役所本庁舎通信費削減支援業務委託

(2) 業務目的

本庁舎が保有する固定電話回線及び音声通信環境について、専門的知見を有する事業者が契約内容、通信環境、運用状況及び費用等の調査・分析を行い、コスト削減に向けた企画立案や具体的な活動支援を実施することで、通信環境最適化及びコスト削減を進めることを目的とする。

(3) 事業内容

別紙「那覇市役所本庁舎通信費削減支援業務委託 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和13年3月31日まで

(5) 業務委託上限額

①調査委託費

固定払い（令和8年度予算） 499,400円（消費税及び地方消費税を含む）

②成果報酬

成果連動払い（令和9年度予算） 2,195,363円（消費税及び地方消費税を含む）

成果連動払い（令和10年度予算） 2,195,363円（消費税及び地方消費税を含む）

成果連動払い（令和11年度予算） 2,195,363円（消費税及び地方消費税を含む）

成果連動払い（令和12年度予算） 2,195,363円（消費税及び地方消費税を含む）

2 事業者の選定方法及び契約の締結方法

公募型プロポーザル方式により最も適切な提案事業者を優先交渉権者として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約で契約を締結する。

3 参加資格要件

(1) 提案事業者参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、応募時点で次の要件を満たしていることとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- ③ 那覇市による指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤ 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。④に該当するものを除く。）
- ⑥ 事業所の所在する市町村税に滞納がないこと。
- ⑦ 過去 2 年の間に本市又はその他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないこと。
- ⑧ 配置する現場責任者が⑦の実務経験を有していること。

（2）協力連携事業者要件

参加希望者は単独に限らず、協力連携事業者と業務を行うことができる。その際、全ての協力連携事業者は、3 (1) ①～⑦の要件を満たす者であること。

4 企画提案の審査方法

（1）審査機関及び選定方法

審査は、那覇市役所本庁舎通信費削減支援業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて企画提案書及び提案事業者によるプレゼンテーションにより審査及び評価を行い、優先交渉権者を選定する。

（2）審査等の非公開

優先交渉権者の選定は非公開で行い、審査の経過等、審査に関しても非公開とする。

5 主な日程

①	公募開始（公告）	令和 8 年 7 月 14 日（火）
②	質問書提出期限	〃 7 月 21 日（火）午後 5 時まで

③	質問書に対する回答	〃	7月24日（金）午後5時まで
④	参加表明書兼誓約書提出期限	〃	7月31日（金）午後5時まで
⑤	参加資格要件確認結果通知及び企画提案書等提出依頼	〃	8月4日（火）
⑥	企画提案書等提出期限	〃	8月17日（月）午後5時まで
⑦	プレゼンテーション審査	〃	8月20日（木） 〃 8月24日（月）予備日※
⑧	審査結果通知	〃	選定後速やかに通知する。
⑨	契約締結日	〃	9月上旬予定

※台風等により那覇市役所本庁舎が閉庁となった場合のみ、予備日にプレゼンテーションを実施します。

6 質問及び回答

本業務について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。質問は参加表明書、提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。なお、質問事項が無い場合は、質問書の提出は不要とする。

（１） 質問受付期間

令和8年7月14日（火）から令和8年7月21日（火）午後5時まで

（２） 質問方法

ア 質問書（様式第4号）

イ 提出先 本要領12に掲げる担当課

ウ 提出方法 電子メール S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

※メール件名は「那覇市役所本庁舎通信費削減支援業務委託に係る質問」とすること。

※メール送信後は、必ず管財課へ確認の電話をすること。

（３） 回答

令和8年7月24日（金）午後5時までに那覇市公式ホームページにて回答を掲載する。なお、質問への回答内容は、本要領の追加又は修正とみなすこととする。

7 参加表明書等の提出及び参加資格の審査について

本業務委託への参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

（１） 提出期限等

ア 提出期限 令和8年7月31日（金）午後5時（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出

ウ 提出先 那覇市総務部管財課

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階 管財課

（２）提出書類

次の書類を①～⑩の並びで提出してください。

提出書類	留意事項
①プロポーザル参加表明書 (様式第 1 号)	
②定款又はそれに代わるもの (写し可)	写しを提出する場合には「原本と相違ない」旨、社印等押印して下さい。
③事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）を滞納していないことの証明書 1 部 (写し可)	提出日から起算して 90 日以内に発行されたものに限りします。
④消費税及び地方消費税に関する証明書（納税証明書又は未納の税額がないことの証明書、写し可）	提出日から起算して 90 日以内に発行されたものに限りします。
⑤登記事項証明書 (写し可)	提出日から起算して 90 日以内に発行されたものに限りします。
⑥会社概要書 (様式第 2 号)	
⑦業務実績書 (様式第 3 号)	
⑧財務諸表（貸借対照表、損益計算書）	最新のものを提出して下さい。
⑨誓約書 (様式第 5 号)	
⑩協力連携事業者届出書 (様式第 8 号)	※協力連携事業者がいる場合に限りします。

※協力連携事業者がいる場合は、上記②～⑨を協力連携事業者の分も提出すること。

（３）参加資格の確認

提出された書類を基にプロポーザルにかかる参加資格の確認を行う。参加資格の確認終了後、その結果を参加希望者へ通知する。

8 企画提案書等の提出について

企画提案書を提出する場合は次のとおり提出すること。

なお、参加表明書等提出後、都合により辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）により届け出ること。

（1）提出期限等

ア 提出期限 令和8年8月17日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出

ウ 提出先 那覇市総務部管財課

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階 管財課

エ 企画提案書の作成方法

【別紙1】 企画提案書作成要領 をご参照下さい。

（2）提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第6号）

イ 企画提案書（指定様式なし）

ウ 企画提案書を補完するために必要な参考資料（任意）

エ 参考見積書

オ CD-R（イ～エをPDF化したもの）

※ア、オは、1部ずつ提出すること。

※イ～エは、A4フラットファイル等に綴じ、書類・様式毎にタブを貼付け、正本1部・副本7部提出すること。

※参考見積書には調査委託費及び削減額に対する成果連動払いの割合も記載すること。

（3）提案の無効

以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

ア 「3 参加資格要件」の条件を満たさなくなった場合

イ 提出書類が期限に間に合わなかった場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 提出書類に虚偽の記載があった場合

オ 提出書類に誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合

カ 一つの事業者が複数申請した場合

キ 談合その他不正行為があった場合

ク その他、本事業に関する条件に違反した場合

9 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法及び区分

ア 審査方法：提案書及びプレゼンテーションにより審査する。

イ 審査区分及び配点

審査区分	審査評価方法	配点
提案審査	提案書及び提案者によるプレゼンテーションに基づき、審査及び評価を行う。	110 点
価格審査	調査委託費及び成果連動払いの割合について、審査及び評価を行う。	20 点
合計		130 点

ウ 提案審査の評価項目及び評価内容

【別紙 2】 企画提案審査評価基準をご参照下さい。

(2) 参加希望者が多数ある場合の対応

参加希望者が多数ある場合は、提出書類にて審査を行い、プレゼンテーションによる提案審査の対象となる提案事業者を選定する場合がある。その場合において選外となった者に対しては、別途通知する。

(3) 審査結果の公表

審査結果は、選定後速やかに提案事業者へ通知する。なお、優先交渉権者及び次点者は市ホームページ上に提案事業者名のみを公表する。

(4) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者及び次点以降の者は以下の方法で選定する。

- ① 審査の結果、順位を第 1 位とした審査委員の数が最も多い提案事業者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第 1 位とした審査委員の数が次に多い提案事業者を次点者に選定する。第 3 位以降の選定も同様とする。
- ② ①において、順位を第 1 位とした審査委員の数が同数の提案事業者が 2 者以上ある場合は、当該提案事業者の順位を第 2 位とした審査委員の数が最も多い提案事業者を優先交渉権者として選定する。
- ③ ②において、順位を第 2 位とした審査委員の数が同数の提案事業者が 2 者以上ある場合は、当該提案事業者の順位を第 1 位とした審査委員の当該提案事業者に係る評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。
- ④ ①から③によっても、順位が決しない場合は、選定委員会において協議し、優先交渉権

者を選定する。

⑤ 応募が1者の場合、審査を実施のうえ、審査委員の合意でもって優先交渉権者とする。

⑥ ①から⑤にかかわらず、以下に該当する場合は、優先交渉権者として選定しない。

ア 全ての審査委員の評価点の合計が満点の6割に満たない場合。ただし過半数の審査委員の評価点が6割を超えている場合は除く。

イ 審査委員の過半数の評価点が6割に満たない場合。

10 協定締結に向けての協議

(1) 優先交渉権者との協議

市は、優先交渉権者と協議し、審査結果に影響を与えない範囲において企画提案書の項目への追加、変更及び削除を行うこととする。

市は、協議が成立した場合、協議が成立した者（以下「受託候補者」という。）と協定の締結に向けて手続きを進めるものとする。

(2) 次点者との協議

優先交渉権者との協議が整わない場合は、(1)と同様の協議を次点者で行い、協議が成立した場合、受託候補者として協定の締結に向けて手続きを進めるものとする。

(3) 協議が整わない場合の対応

次点者との協議が整わない場合において、第3位以降の者との協議の実施については、選定委員会に図り決定する。

11 その他

(1) 提案書類等に関する知的財産権

提案書類等に関する知的財産権は、当該提案事業者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例（平成26年3月27日条例第26号）に基づき対応することとなるため、提出書類等は公開又は一部公開の対象となる場合があることを承知しておくこと。

(2) 提案書類等の使用等

提出書類等の返却には応じないものとする。なお、提出書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

(3) 審査内容等の非公表等

本プロポーザルに関する参加資格審査、審査及び評価の内容等については公表しない。また、本プロポーザルに関する審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

(4) 提案に係る費用負担等

参加表明及び企画提案等に要する一切の費用は、全て提案事業者の負担とする。

(5) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものと

する。

- (6) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差し替え等は一切認めない。
- (7) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に本市の閲覧が必要になった場合は、協力すること。

12 担当課（照会先）

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ 担 当：大田

所在地：〒900－8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階

電 話：098-862-9904 F A X：098-862-9352

E-Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp